

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更

(道路維持課)

一

公 示

駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施

(交通指導課)

二

告 示

岐阜県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 員 （メートル）	備 考
県道	岩井 高山線 停車場	高山市岩井町二五四八番 一 地先から 同 市同 町二五六三番 一 地先まで	前	七・八 （二・三・七）	二六・一	
			後	二〇・一 （一・五・八）	二六・一	

岐阜県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

県道		道路の種類	路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員	延長	備考
明金山線		路線名	郡上市明宝畑佐字小瀬垣内五七三番一地从先から		同市同町同字同五二三番一地从先まで		後	前	三・五 六・八	二〇・七 二〇・七	
									ル(メートル)	ル(メートル)	

岐阜県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

県道		道路の種類	路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員	延長	備考
美白山線		路線名	郡上市美並町大原字宮裏一七九番一地从先から		同市同町同字同二二六五番四地从先まで		後	前	五・七 七・七	三三・七 三三・七	
									ル(メートル)	ル(メートル)	

公 示

○駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）及び同号口の規定による認定に係る審査（以下「駐車監視員資格同等認定審査」という。）を次のとおり実施します。

令和元年十二月二十日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

一 駐車監視員資格者講習

1 講習の期日及び時間

(一) 第一日

令和二年二月六日（木）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(二) 第二日

令和二年二月七日（金）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(三) 第三日（修了審査）

令和二年二月十七日（月）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

審査時間 午前九時から午前十時まで

2 講習の場所

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階二A会議室

3 受講定員

二〇人

4 受講申込受付期間

令和二年一月六日(月)から一月十七日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

5 受講申込先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

6 提出書類等

- (一) 駐車監視員資格者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)
- (二) 受講申込書に貼付する写真一枚(受講申込み前六月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)
- (三) 収入証紙納付書

7 講習手数料

二〇、〇〇〇円(岐阜県収入証紙により納入)

8 受講申込方法

- (一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課にて受講申込書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。また、受講申込書等は、岐阜県警察ホームページからも入手することができます。

岐阜県警察ホームページアドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/police/>

- (二) 受講申込書に写真を貼付してください。
 - (三) 収入証紙納付書に二〇、〇〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください(消印しないこと。)
 - (四) 受講申込書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、5の受講申込先に受講者本人が直接持参して申し込んでください。
 - (五) 申込みの際、受講者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書)を提示してください。
- 9 その他
- (一) 8(四)以外の方法による申込みは、受け付けません。
 - (二) 一旦納入した講習手数料は、還付しません。
 - (三) 受講申込者数が定員に達した場合、受付を終了します。
 - (四) 講習及び修了検査ともに、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具を持参してください。また、修了検査日には、認印を持参してください。

- (五) 二日間(十四時間)の講習を受講後、修了検査(一時間)に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。
- 二 駐車監視員資格同等認定審査

1のいずれかに該当する者で法第五十一条の十三第一項第一号の規定による認定を希望する者は、3から6までの手続により申請してください。

1 認定の対象者

- (一) 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して三年以上である者
- (二) 確認事務における管理的又は監督的地位にあつた期間が通算して五年以上である者
- (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等の経歴を有する者

2 認定手数料

四、五〇〇円(岐阜県収入証紙により納入)

3 申請受付期間

令和二年一月六日(月)から一月十七日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

4 申請先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

5 提出書類等

- (一) 認定申請書
- (二) 認定申請書に貼付する写真一枚(申請前六月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)
- (三) 1のいずれかに該当することを証する書面
- (四) 収入証紙納付書

6 申請方法

- (一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課にて認定申請書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。また、認定申請書等は、岐阜県警察ホームページからも入手することができます。

岐阜県警察ホームページアドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/police/>

- (二) 認定申請書に写真を貼付してください。
- (三) 収入証紙納付書に四、五〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください（消印しないこと）。
- (四) 認定申請書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、4の申請先に申請者本人が直接持参して申請してください。
- (五) 申請の際、申請者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書）を提示してください。

7 認定審査

申請者のうち駐車監視員資格者認定審査受検票を交付したものに對し、審査を実施します。

- (一) 期日及び時間

令和二年二月十七日（月）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

審査時間 午前九時から午前十時まで

- (二) 場所

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階二A会議室

8 その他

- (一) 6(四)以外の方法による申請は、受け付けません。
- (二) 一旦納入した認定手数料は、還付しません。
- (三) 認定審査には、駐車監視員資格者認定審査受検票、筆記用具及び認印を持参してください。
- (四) 認定審査に合格した者に対して認定書を交付します。

三 注意事項

- 1 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者のうち法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付を受けようとするものは、別途駐車監視員資格者証の交付申請をする必要があります。
- 2 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、法第五十一条の十三第一項第二号に規定するイからハまでのいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。
- 3 駐車監視員資格者証の交付を受けても、法第五十一条の八第一項の規定により確

認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動することはできません。

四 講習及び認定審査に関する問合せ先

岐阜県警察本部交通部交通指導課
電話〇五八 二七一 二四二四 内線五二二四